

気象に関する警報発令時の登校について

和歌山地方気象台ホームページ・テレビ和歌山・NHK で警報情報を確認してください。

なお、紀北地方に警報が出ている場合でも、パソコンまたは携帯電話により和歌山地方気象台ホームページ(<http://www.jma-net.go.jp/wakayama>)にアクセスして、必要に応じて、紀の川市や岩出市及び居住地の情報を確認してください。

通常授業日・・・紀の川市・居住地に関する警報情報で判断します。

1. 午前7時現在において、紀の川市または居住地に「**暴風**」「**大雨**」「**洪水**」など気象に関するいずれかの警報（ただし、波浪・高潮警報は除く）が発令されているときは、自宅待機とする。
2. 午前9時現在において、紀の川市に発令されていた警報が解除されているときは、10時45分までに登校する。
（10時45分からSHRと10時55分から3限目以降の授業を実施する。ただし、昼食休憩を含む）※7限授業実施日は7限まで授業を行う。
3. 午前11時現在も引続き、上記警報が紀の川市に**発令**されているときは、臨時休校とする。
4. 午前11時現在において、紀の川市に発令されていた警報が**解除**されているときは、12時45分までに登校する。但し、居住地で警報が続いているときは、引き続き自宅待機とする。
（12時45分からSHRと12時55分から4限目以降の授業を実施する。ただし、昼食休憩はとらない）※7限授業実施日も6限まで授業を行う。
5. 登校後に上記警報が発令されたときは、学校の指示を受けて行動すること。

考查期間中・・・紀の川市または岩出市・居住地に関する警報情報で判断します。

6. 考查期間中に紀の川市または岩出市に上記警報が発令されたときは、その日は平常授業日として上記1～4を適用する。また、その日の試験は**考查の予定最終日の翌日**に実施する。
紀の川市・岩出市以外の居住地域で警報が発令されているときは、その居住地域の生徒は自宅待機とする。
7. 居住地で警報が発令されているとき及び、道路状況、被害状況、交通機関の乱れ等により止むを得ず登校できないとき、あるいは遅刻するときは、公欠扱いとする。必ず担任に届けること。

<u>9:00 解除の時</u>		<u>11:00 解除の時</u>	
10:45～10:55	SHR	12:45～12:55	SHR
10:55～11:45	3限の授業	12:55～13:45	4限の授業
11:45～12:25	昼休み	13:55～14:45	5限の授業
12:25～13:15	4限の授業	14:55～15:45	6限の授業
13:25～14:15	5限の授業	(昼食休憩はとらない)	
14:25～15:15	6限の授業		
※15:25～16:15 7限(7限授業の日)			

◆考查期間中のJR不通時の対応について◆

気象警報が発令されていなくても、JR 和歌山線が不通場合があります。その場合、次のような対応をします。

午前7時現在、粉河駅に向かう JR 和歌山線上下線のいずれかで運行を見合わせており、運行再開の見通しが立たない場合、その日の考查は延期し、午前中授業（4時間）とする。ただし、遅れても運行する場合は、その日の考查時間を遅らせて考查を実施する。

考查が延期になった場合は、予定されていた考查最終日の翌日に、延期した考查と通常授業を行います。当日の時間割については、追って連絡する。